

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年3月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主 査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2番	高木 正己	3番	小澤 正明
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第10号議案から第16号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第10号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

申請者は認定農業者であり、自己所有地及び利用権設定等で借り受けて合計で約18haを耕作しています。今回、耕作地近隣の申請地の所有者より譲渡の話がありました。耕作地から近く、農業規模拡大を図れるため本申請となりました。

【議案説明】

申請者は楽田を中心に営農をしております。今回、自己所有地の申請地の所有者より譲渡の話がありました。自宅から近く、農業規模拡大を図れるため本申請となりました。

【議案説明】

申請者は■■■■■■■■■■で、■■■■■■■■■■では果樹と水稻を、■■■■■■■■■■では野菜、果樹を栽培しております。申請地には、みかんを主に栽培する予定です。今月22日に楽田地区の委員の方が申請者と面談を行い、聞き取りの審査をしております。

議案書4ページをご覧ください。第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は息子と2人で■■■■■■■■■■の賃貸アパートに居住しております。息子が将来結婚する際は同居することに了承しております。その場合、現在の住居では手狭になるため、本申請となりました。汚水は合併浄化槽に処理したのち、雨水とともに道路側溝に放流します。農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地

周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

申請者は建設機械の整備、据付を主たる業務とする法人です。この度、トンネル工事に必要なプラント機械の整備、点検の置場を確保するため本申請となりました。汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理をします。農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑦番、オー(ア)ーb、エー(ア)ーb-(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は裏面右側オー(イ)、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を利用することにより事業目的が達成することができないものに該当します。

議案書の6ページをご覧ください。第12号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は、90件です。1番から57番が農地中間管理機構への利用権設定、58番から90番が相対での利用権設定です。1番から16番、58番から64番が犬山地区、17番から24番、65番から77番が城東地区、25番から49番、78番から84番が羽黒地区、85番が池野地区、50番から57番、86番から90番が楽田地区の案件となります。なお、74～76番は第16号議案に関連しますので後で説明します。

続いて議案書の37ページをご覧ください。第13号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第12号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

38ページから40ページが [REDACTED]、41ページが [REDACTED]、42、43ページが [REDACTED]、44、45ページが [REDACTED]、46、47ページが [REDACTED]、48ページが [REDACTED]、49、50ページが [REDACTED]

への配分計画案です。また、9
1番は先に に配分されていた農地を作業効
率化のため へ耕作者を入れ替える計画案です。

続いて議案書の52ページをご覧ください。第14号議案、農
地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積についてで
す。この議案は、平成21年に農地法が大きく変わった際に、農
地を取得する際の要件である下限面積を各農業委員会で決定す
ることができるものです。現在犬山市の下限面積は20アールで
すが、引き続き20アールとすることを提案します。提案理由と
しては、下限面積はその設定した面積未満の農家が全体の4割を
下回らないようにする必要があります。農地基本台帳によると、
市内農家のうち20アール以上耕作している農家が全体の約4
0%であるのに対し、30アール以上耕作している農家が全体の
約30%となります。従って、20アールを下限面積とすること
が妥当となります。

年数を経て離農する農家が増えてくると20アール以上耕作
している農家が40%を下回る可能性もありますので、そうす
ると下限面積を10アールとすることができます。なお、下限面積
の最低ラインが10アールなので、それ未満に設定することは特
例がない限りできません。

続いて議案書の53ページをご覧ください。第15号議案、犬
山市農地利用最適化推進委員の選考等に関する規則の一部改正
について別紙様式の押印廃止についてです。犬山市の行政手続き
における押印の見直し基準に基づき押印を廃止する必要がある
からです。今回、推進委員のみ承認を求める理由は、農業委員会
等に関する法律第17条第1項に基づき農業委員会が農地利用
最適化推進委員を委嘱するものとなっているためです。具体的な
変更点は、様式1、様式2中「㊟」を削り、「同意及び宣誓事項」
欄の「㊟」を削るとともに自署を求めます。

また、備考中4の次に「5 同意及び宣誓事項は、必ず被推薦者

が署名してください。」の文言を追加します。

続いて議案書の55ページをご覧ください。第16号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第4条第1項の規定による特定農地貸付けの変更承認について別紙申請事項についてです。本案件は、平成25年より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、
がで市民農園を開設しています。この制度は市町村等が農地所有者から借り受けた農地を、NPOや企業などが市町村と貸付協定を締結したうえで利用権を設定し、農業委員会の承認を経て市民農園として利用者に貸し出す制度です。

賃料は1㎡あたり年間150円までを上限として、犬山市内の希望者に貸し出すものです。今回、農業委員会へ承認を求める内容は、貸付面積の変更です。所在地番である
はが面積按分により使用しています。利用権の更新にあたり、
から耕作面積規模拡大の申出があり、
も利用者が減っていたことから市民農園面積の減少に同意し、貸付面積を変更するものです。

議長

ただいま事務局から、第10号議案から第16号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

澤野委員

6番澤野です。

11号議案2番ですが、この土地については、入鹿用水の取水区域の上流部に位置する土地だと思いますけど、入鹿用水とは協議が必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

事務局

事務局より回答させていただきます。

こちらは申請者において、入鹿用水土地改良区へ行っていただき、事業計画を説明していただいております。こちらの土地自体は入鹿用水の受益地には該当していませんので、土地改良区の

意見書等というのは不要となっておりますが、入鹿用水へ行っていて、計画等の説明をしていただいております。今回は裏込めプラントといたしまして、トンネル工事で使う機械をこの場所に、約30基置いて、点検や整備をする場所として使いますが、プラント自体の汚れはぼろ布等でふき取ったりして、汚れ自体が敷地の中に浸透することのないような形で使う予定です。汚水の排水がないので、雨水は自然に地面に染み込むので汚れとかもできる限り事前に拭き取るという計画を入鹿用水の方へ訪問して、説明していただいております、入鹿用水も了解をしております。

澤野委員 私ども今日このテーブルで見る書類としては初めてですので、もし支障がなければ、転用計画の欄に、協議済み等と付け加えていただくと進め方としては非常にいいんじゃないかなと思うんですけど。

事務局 澤野委員の方からいただいた意見については、今後、意見書の添付までは必要ない案件でも、そういった調整を行った案件については、備考のところに、協議済み等と記載するようにしていきたいと思えます。

議長 他にご質問ございませんでしょうか。

他に質問、意見もないようでございますので、ここで地区審議をお願いするわけでございますが、今事務局の方から説明がございました推進委員の意見、並びに許可することに反対だという意見も踏まえながら、各地区で慎重審議をお願いしたいと思います。

午後2時45分 地区審議

午後3時00分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。

第10号議案に入りますが、本議案には寺澤委員が申請者とな

っている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【寺澤委員退席】

議長 それでは、第10号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、池野地区をお願いします。

澤野委員 6番澤野です。地区審査の結果、可といたします。

議長 2番3番について楽田地区をお願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。2番につきましては、特に問題がないので可とします。

3番につきましては、月曜日に、楽田地区の4人で面接を行いました。若干懸念はあるんですが、こちらの懸念も、相手方に伝えまして、向こうも承諾をしてくれたものだったと感じております。多少の懸念が残りますけども、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第10号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
寺澤委員は席へお戻りください。

【寺澤委員着席】

議長 続きますして第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いします。

吉原委員 5番吉原です。地区審議の結果可とします。

議長 2番について池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。先ほど事務局にご提案させていただきましたが、本人からも、始末書等の添付も出ており地区審議の結果可と判断させていただきます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第11号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第12号議案に入りますが、本議案には寺澤委員、坂野委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【寺澤委員、坂野委員退席】

議長 それでは、第12号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から16番、58番から64番につきまして犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。地区審議の結果問題ないため可といたします。

議長 6番及び17番から24番、65番から77番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。整理番号すべてについて地区審議の結果、可とすることが相当であると決定しました。

議長 25番から49番、78番から84番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。25番から49番、78番から84番について、地区審議の結果可といたします。

議長 85番について池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。85番地区審議の結果、可といたします。

議長 50番から57番、86番から90番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。楽田地区は問題ありませんので可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第12号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

寺澤委員、坂野委員は席へお戻りください。

【寺澤委員、坂野委員着席】

議長 続いて第13号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番から16番及び91番について、犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。問題がないため可とします。

議長 6番及び17番から24番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。整理番号すべてについて地区審議の結果、可とすることが相当であると決定しました。

議長 25番から49番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号25番から49番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 50番から57番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。楽田地区も問題ないため可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第13号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第14号議案、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について、議案書に基づき決定を求めます。全委員さんにお諮りします。

第14号議案、別段の面積を議案書のとおり決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第15号議案、犬山市農地利用最適化推進委員の選考等に関する規則の一部改正について、議案書に基づき決定を求めます。全委員さんにお諮りします。

第15号議案、規則の一部改正を議案書のとおり決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第16号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による特定農地貸付けの変更承認について、意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員

3番小澤です。旧から新への改正について地区審議の結果可といたします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第16号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。
報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。

議案書の60ページをご覧ください。報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について、今月の報告は3件です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について、今月の報告は9件です。

報告事項については以上です。

議長

報告について、ご質問などありましたらお話しください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。